

農薬専門調査会での審議状況一覧(H18年4月25日現在)

- 審議中のもの(のべ13件、#はのべ7件)

一般名	意見聴取日	最終資料提出日	備考
プロパモカルブ(塩酸塩)#	H17.10.21	H17.10.21	
ミルベメクチン#	H17.11.8	H17.11.8	
インドキサカルブ#	H17.11.8	H17.11.8	
ピリプロキシフェン#w	H17.11.8	H17.11.8	
清涼飲料水(ピリプロキシフェン#w)	H15.7.1	H17.11.11	
ペノキススラム#	H17.2.14	H18.1.13	
メトコナゾール	H16.2.13	H18.1.13	PC終了 委員会報告準備中
シアゾファミド #	H17.6.14	H18.1.13	PC終了 委員会報告準備中
メタフルミゾン	H18.2.27	H18.2.27	
ベンチアバリカルブイソプロピル	H15.12.25	H18.2.28	
アミスルプロム	H18.4.3	H18.4.3	
オキサジアルギル	H15.11.17	H18.4.3	
フルベンジアミド	H17.3.31	H18.4.3	

- 追加資料要求中のもの(のべ113件、うち#はのべ97件)

一般名	意見聴取日	提出期限*
フルフェノクスロン#	H16.8.3	H17.9.14(H18.3.31)
清涼飲料水(クロルピリホス#w)**	H15.7.1	H17.12.31(H18.3.31)
クロルピリホス#w **	H16.10.29	H17.12.31(H18.3.31)
清涼飲料水(アゾキシストロビン#)**	H15.7.1	H18.2.28
アゾキシストロビン# **	H16.11.30	H18.2.28
清涼飲料水12品目 EPN、イソプロカルブ、エスプロカルブ、エディフェンホス、カフェンストロール、シメトリン、ダイムロン、テニルクロール、ピフェノックス、ピリプチカルブ、プレチラクロール、メフェナセツト	H15.7.1	H18.8.31
清涼飲料水47品目# 2,4,5-T、アセフェート、アシュラム、イソフェンホス、イプロジオン、イミノクタジン酢酸塩、エトフェンプロックス、エンドスルファン、カルバリル、カルプロバミド、キャブタン、グリホサート、クロロタロニル、ジウロン、ジクロロボス、ジクワット、ダイアジノン、ダラボン(2,2-DPA)、チオジカルブ、チウラム、チオファネートメチル、トリクロホスメチル、トリクロビル、トリクロルホン、トリシクラゾール、ハロスルフロメチル、フェントロチオン、フェンチオン、フェントエート、ブタミホス、プロプロフェジン、フラザスルフロン、フルトラニル、プロシミドン、プロピコナゾール、プロピザミド、ヘキサクロロベンゼン、ペノミル、ペンシクロン、ペンスルフロメチル、ペンタゾン、ホセチル、マラソン(マラチオン)、メソミル、メタラキシル、メチダチオン、メプロニル	H15.7.1	H18.8.31
清涼飲料水21品目#w 2,4-DB、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)、DDTおよび代謝物、MCPA、アトラジン、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン/ディルドリン、エンドリン、カルボフラン、クロルデン、シアナジン、ジクロロプロップ、シマジン、ジメトエート、トリフルラリン、ペンディメタリン、メコプロップ、メトキシクロル、メトラクロル、リンデン	H15.7.1	H18.8.31
清涼飲料水10品目#w 1,2-ジクロロプロパン、1,3-ジクロロプロパン、1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン、1,2-ジプロモエタン、イソプロツロン、クロトルロン、テルブチラジン、フェノプロップ、ペンタクロロフェノール、モリネート、	H15.7.1	H18.8.31
ジコホール#	H17.2.14	H18.8.31
メタアルデヒド#	H15.12.25	H18.9.30
シロマジン#	H17.3.31	H18.9.30
ピフェントリン#	H17.7.26	H18.10.31
フェンヘキサミド#	H17.8.3	H18.10.31
スピロメシフェン#	H17.8.23	H18.11.30
1-メチルシクロプロペン	H17.8.23	H18.11.30
チアメトキサム#	H16.8.3	H19.1.31
スピノサド#	H16.12.24	H19.1.31

(次ページへ続く)

ノバルロン #	H17.2.28	H19.1.31
ルフェヌロン#	H17.7.26	H19.1.31
ボスカリド #	H17.8.23	H19.1.31
クロチアニジン #	H17.10.4	H19.1.31
シフルメトフェン	H17.10.21	H19.1.31
ピフェナゼート #	H17.10.21	H19.1.31
フルオピコリド	H17.12.13	H19.1.31
ピラクロニル	H18.1.13	H19.2.28
クロルフェナピル#	H17.10.4	H19.3.31

審議終了し、回答したもの(のべ32件、うち#は23件)

一般名	意見聴取日	回答日
経過措置***15農薬のうち1農薬#w (クロルピリホス)	H15.7.1	H15.9.18
経過措置***15農薬のうち10農薬# (エチクロゼート、オキサジクロメホン、テブラロキシジム、トリネキサ バックエチル、ファモキサドン、フェノキサプロップエチル、フェンピロキ シメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド)		
経過措置***15農薬のうち4農薬 (EPN、ジクロシメット、フェノキサニル、フェントラザミド)		
ノバルロン#	H15.10.29	H15.12.25
ピリダリル#	H15.10.29	H16.1.15
ボスカリド#	H15.11.17	H16.5.20
エチプロール#	H15.10.29	H16.7.22
トルフェンピラド#	H16.7.12	H16.10.7
シアゾファミド#	H16.7.12	H16.11.4
フェンアミドン#	H16.2.3	H16.12.16
ピフェナゼート#	H16.10.5	H17.1.6
クロチアニジン#	H16.10.5	H17.1.27
プロヒドロジャスモン	H16.8.20	H17.2.17
土壌残留に係る登録保留基準の見直し	H16.12.20	H17.5.6
ジノテフラン#	H16.4.28	H17.6.15
カズサホス	H16.10.5	H17.6.30
ピリダリル #	H17.3.15	H17.7.28
ピラクロストロピン#	H15.11.17	H17.9.22
オリサストロピン	H16.2.3	H17.12.8
フロニカミド	H16.10.29	H18.1.19

:評価書第2版作成

#: ポジティブリスト制度の導入のための暫定基準 (H17.11.29告示) 関連案件

#w: #のうち、ミネラルウォーター類に暫定基準が設定されているもの。

#wo: #wのうち、ミネラルウォーター類のみに暫定基準が設定されているもの。

*: 括弧内は厚生労働省より遅延の連絡があった場合の提出予定時期。

**: 一部資料提出あり。

***: 経過措置とは、平成15年7月1日の食品安全委員会発足以前に、薬事・食品衛生審議会毒性・残留農薬合同部会報告が作成されていたものについて、農薬専門調査会の審議によらず、食品安全委員会が妥当と判断したもの。